意見書

平成21年9月7日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 105-7304

とうきょうとみ なとくひがししんばし (ふりがな)

東京都港区東新橋一丁目9番1号 住 所

(ふりがな)

ぴーぴーかぶしきがいしゃ 名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし 代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

とうきょうとみ なとくひがししんばし (ふりがな)

住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ

氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし 代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみ なとくひがししんばし

住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし 代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条により、平成21年8月6日付け情審通第57号で公告された 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)に関し、別紙のと おり意見を提出します。

このたびは、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案) (以下、「本答申案」という。)に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し 上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

電気通信市場における接続ルールの在り方については、国民生活や経済産業活動にとって必要不可欠な通信サービスの円滑な接続環境の確保を図るべきものとして、「①公正競争の促進」と「②利用者利便の増進」という二つの目的に資するよう、これまで各種見直しの議論がなされてきました。

このうち、「①公正競争の促進」の視点に立てば、相対的に、活発な料金競争やサービス競争が進展している移動体通信市場ではなく、独占事業者として出発した歴史的経緯を有し、ボトルネック設備を保有する事業者が存在する FTTH サービスや次世代ネットワーク等の固定ブロードバンド市場こそ、優先的なルール整備が求められる領域であり、今回の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の議論においても、IP 化・ブロードバンド化等の市場における環境変化に伴うルール整備の必要性が示されていることを踏まえれば、固定ブロードバンド市場に係る新たな課題解決に向けた先進的な取組みが期待されていたことは明らかです。

しかしながら、現実には、今回の議論の中では、携帯電話事業者の接続料算定の在り方や旧来から論点とされていた既存のレガシー系ネットワークに係る一部の問題に関する議論が先行し、追加的ルールの必要性について結論が示されている一方、今後の主要サービスたるブロードバンド市場に係る課題や、IP 化の移行に際して上昇傾向が見込まれるレガシー系の各種接続料等、昨今の環境変化に伴い生じるであろう本質的問題に関しては、実質的にほとんど進展が見られない結果となっています。

他方、市場において現に進行する FTTH 市場の独占傾向の高まりについては、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。) 殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。) 殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。) 殿(以下、合わせて「NTT 東西」という。)によるアクセス網を始めとするボトルネック設備の保有や、日本電信電話株式会社殿を中心とした NTT グループの一体経営等、グループドミナンスの高まりに起因するものであり、これら喫緊の課題について十分な議論を行わなければ、早晩、固定ブロードバンド市場を始めとする電気通信市場の健全な競争は完全に機能不全に陥ることは間違いありません。

2010 年における「NTT 組織の見直し議論」を目前に控えた現時点において、これら緊急性を有する 競争上の諸課題に対する議論を深めていくことが非常に重要な意味を持つことも踏まえ、既定の枠組 みを超えた包括的な議論により、今後の第一種指定電気通信設備制度の在り方等に係る検討を開始 することが必要と考えます。

また、「②利用者利便の増進」の視点に立てば、例えば、移動体通信市場に係るルール整備に関し、

携帯電話事業者の接続料の低減が利用者料金の低廉化に寄与するといった誤った前提に基づく議論が展開され、事業者間の料金精算等の利害関係に重きが置かれた消費者不在の議論が一部なされていたことも否定できません。

本来、利用者利便の増進という目的のためには、利用者料金の低廉化に直結するモバイルネットワークの設備効率化方策や、デジタルデバイドの解消の在り方、あるいは実効的な MNP 制度の障壁の排除による顧客流動性の確保等が優先して議論すべき課題と考えられますが、本答申案ではこれらについて解決に向けた踏み込んだ措置を打ち出すには至っていません。

従って、総務省殿においては、真の利用者利便向上に向け、これら課題について、実質的議論の先送りや事業者間の協議状況の注視にとどまらず、研究会等の立ち上げ等積極的な関与を明確化して頂くべきと考えます。

以上見てきたとおり、今回の議論及び本答申案の結論においては、「①公正競争の促進」、「②利用者利便の増進」双方に資する十分な議論が尽くされ、効果的な政策を打ち出すに至っているとは言えないことから、本整理にて、各種議論を停滞させることのないよう、より本質的な議論の場の設定等、関係者による真摯な取り組みにつなげて頂くことを強く要望します。

次頁より、本答申案の個別箇所に対する弊社共意見を詳述します。

	章		具体的内容
第2章	1. 第二種指定		・ 第二種指定電気通信設備制度の検証に際しては、本制度創設の趣旨を踏まえて検討がなされる必要
モバイル市場	電気通信設備制		があるものと考えます。すなわち、第二種指定電気通信設備制度は、市場支配力を有する事業者の支
の公正競争環	度の検証		配力行使を防止することにより、電気通信市場における公正競争環境を整備するものであり、そうした
境の整備			観点から指定事業者と非指定事業者との取り扱いの違いを明確に意識した上での検討がなされる必要
			があると考えます。この点、過去の例にならえば、「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用
			関係に関するガイドライン」や「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイ
			ドライン」等の例にあるように、指定事業者と非指定事業者との取り扱いを明確に区分しない運用が散
			見されるところであり、制度本来の趣旨が形骸化された運用がなされている状況にあります。このような
			状況は、電気通信市場における公正競争環境の整備を推進するものではなく、むしろ指定事業者と非
			指定事業者を実質的に同等に扱うことで、競争環境を後退させる効果を生じさせているものと考えま
			す。本答申に基づき、今後、第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下、「二種指定事業者」と
			いう。)向けのガイドラインが整備されることとなりますが、その運用に際しては上記のような制度本来の
			趣旨に合致した適正な運用がなされなければならず、これまで以上に競争環境を後退させることのない
			ように留意すべきです。
		(1)規制根拠・	【携帯卸着信市場について】
		規制内容	・ EU における携帯卸着信市場の画定(着信ボトルネック規制)の考えについては、「平成 16 年度電気通
			信事業分野における競争状況の評価(2005 年 7 月 22 日公表)」(以下、「競争評価 2004」という。)にお
			いて、2004年当時の電気通信市場構造を分析した上で、以下の4つの理由から、総務省はその考え方
			の採用を見送っています。その後、市場構造に変化なく、以下の 4 つの論点についても何ら状況に変わ
			りなく、また、今後も市場構造が大幅に変化する事態が想定されないため、携帯卸着信市場の考え方を
			導入する合理的根拠は全くないと考えます。
			<競争評価 2004 における「携帯卸着信市場」を採用しない 4 つの理由>
			①着信事業者も発信事業者も地位は対称 (独占は着事業者だけでない)

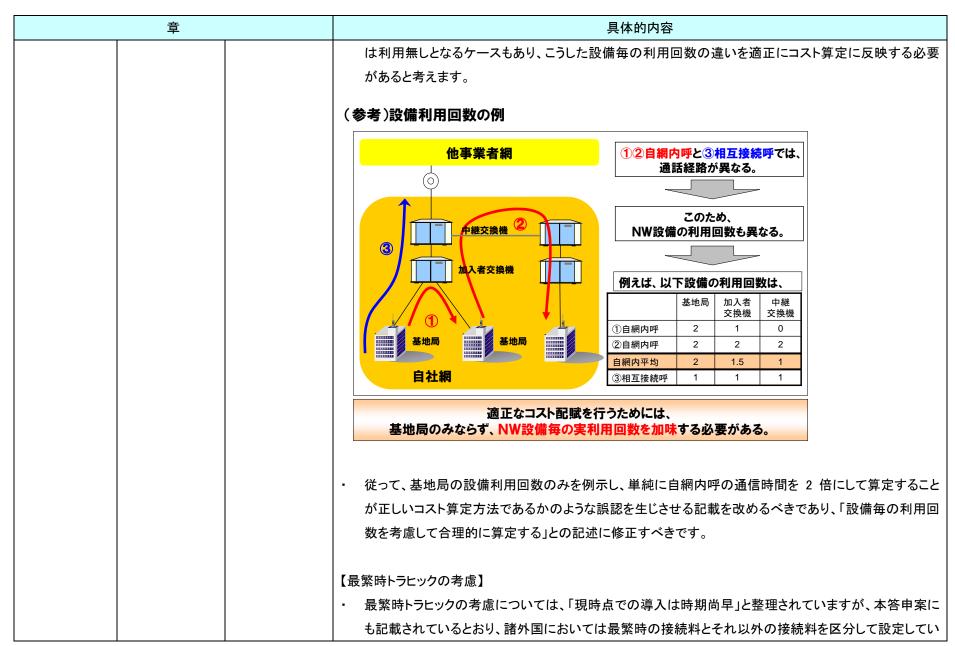
章	具体的内容
	AとBの間の事業者間の取引においては、aからbへの呼を条件次第では「つながない」と主張できるB
	の地位は一見優位にみえるが、BもまたAのネットワークを経由せずaの発信を自身のネットワークにつ
	なぐ手段を持たないため、aからbへの呼を条件次第では「渡さない」と主張できるAの地位と対称であ
	り、Bが優位ということにはならない。
	②独占は全事業者共通
	自社の加入者を囲い込み、特定の最終利用者への着信を「独占」しているのは全ての事業者に共通
	することであり、この種の「独占」は、交渉上の優位に直ちにつながるものではない。
	③呼全体トラヒックからみれば発信着信事業者の立場は対称
	非対称性は、aからbへの、ある特定の呼について言えても、aから発信された呼をbに着信させる呼
	は、次にはbから発信される呼を刺激しaに着信する呼として折り返される蓋然性が高いことを考えに入
	れると、aとbの関係全体について言えることではない。aとbは、基本的には、双方向に、同程度に、電話
	をかけ合うだろうし、AとBの間の取引全体ではさらに平準化し、対称に近づくはずである。AとBの立場
	は、個々の呼一つ一つについて決まるものではない。AからB、BからAへのトラヒックに対しいくら課金
	するかという接続料として交渉され合意されるものである。
	④個々の呼における非対称性で接続料を決めているわけではない
	A と B は、A から B へのトラヒックと B から A のトラヒックのそれぞれについて接続料を決定しており、
	しかもこの接続料は A と B の交渉だけで決まるものではなく接続する相手事業者全てとの交渉の結果
	決まっている。仮に個別の呼に関するAとBの地位が非対称であるとしても、それでAとBの間の接続
	料が決まるわけではない。接続料は個々の呼の受け渡し以前に、上述の関係性の下、あらかじめ決め
	られている。
	【第二種指定電気通信設備制度の閾値について】

章	具体的内容
	・ 二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値(25%)については、本答申案において、「他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点でこの考え方を変更する積極的理由は認められない」とされているところですが、一般的な競争法の整理や EU における市場支配力の議論においては市場シェアが 40%~50%の閾値を超える場合には市場支配力の存在等が認められています。この点を踏まえ、
(0) 72*2 1 1	市場シェア 40%~50%を超える二種指定事業者に対して、追加的にさらなる規制を課すという二段階の規制の導入についても検討すべきと考えます。
(2)アンバンドル や標準的接続箇 所の考え方	・ 移動体網のアンバンドルの在り方については、顧客流動性の阻害要因の除去や指定電気通信設備の 開放ルール等に関連し、必要な事情がある場合を除き、過度に義務化等を行うべきではありません。本 件については、本答申案第4章1(1)に対する意見箇所にて詳述します。
(3)接続料算定の考え方	・ 携帯電話事業者の接続料については、これまで各社個別の算定方法を採用しており、算入コストの範囲や算定方法等について差分が生じており、事業者間協議において議論の的となって来たところです。 今回、本答申案に示されているように二種指定事業者向けの算定ルールが明確化されることで、携帯電話事業者の接続料算定のベースとなる考え方が整理されることは、公平な接続料の実現に繋がるも
	のと考えられ望ましい方向性であると考えます。 ・ 弊社共は 2009 年 3 月 16 日の情報通信審議会の電気通信事業政策部会・接続政策委員会合同公開ヒアリング(第 2 回)(2009 年 3 月 16 日)(以下、「情報通信審議会ヒアリング」という。)で述べたとおり、接
	続料は「フェアで透明性のあるフォーミュラにより算定すべき」と考えています。すなわち、事業者のコスト構造等は個々の事業者によって異なることは当然で、その結果として接続料水準も個々の事業者毎に異なるものとなります。また、結果的に生じるその水準差については、割当周波数、採用システム、事業継続年数、事業規模等の違いが適正に反映されたものであってこそ、真にフェアなフォーミュラである
	と言えます。従って、今後具体化がなされる二種指定事業者向けの接続料算定ルールについては、このような事業者の差分が適正に反映される算定方式であるべきです。「フェアで透明性のあるフォーミュラ」を確立して行く上で、考慮すべき主な事項を以下に列挙します。

章	具体的内容
	<考慮すべき主な事項(情報通信審議会ヒアリングにおける弊社共資料より再掲)>
	- IP 化や技術の進展の考慮
	- データトラヒック効率の改善
	- 音声・データのリソース比率
	- 採用システム
	- 周波数帯(800MHz有無等)
	- 事業規模・調達規模・マーケットシェア
	- 事業継続年数
	- 共用設備の取扱い
	・ また、より事業者間で公平な接続料算定ルールを確立するためには上記に加え、元国有企業という経
	歴を有する事業者や市場支配的な事業者において内在化される可能性の高い「事業の非効率性」の問
	題についても検討を行うべきです。すなわち、後発事業者である競争事業者が早期に事業を軌道に乗
	せるために、可能な限り効率化を推進するのが当然である一方で、旧国有企業や当初より一定の市場
	シェアを有する事業者においては効率化インセンティブが働きにくい構図であることは周知の事実であ
	り、共通の算定方法を採用した場合であっても、こうした「非効率性」が排除されないままでは、真に公平
	な接続料の設定が実現されたとは到底言えません。従って、これらの事業者における非効率性を厳格
	に排除可能な接続料算定の在り方が検討されるべきです。
	①接続料原価の算定プロセス
	・ 接続料原価の算定プロセスについては、本答申案において 3 段階の手順が示されていますが、二種指
	定事業者向けのガイドラインにおいてこのプロセスの明確化を図り、その算定プロセスの自主的採用を
	非指定事業者に期待するのであれば、具体的なルール化に際しては現行の各事業者の算定モデルへ
	の影響について十分配慮すべきです。具体的には、本答申案に示されている 3 段階の処理を現行の接
	続料算定上、各事業者とも行っているものと想定されますが、その実施の手順等については各事業者
	毎に異なる可能性があるため、ガイドライン策定以降の各事業者における算定モデル上の実装方法に

章	具体的内容
	ついても相応に自由度を設けることとし、算定モデルの大幅な改修の強要により、非指定事業者におい
	て不要な規制コストを発生させるようなことは回避すべきです。
	②適正原価の範囲
	【ネットワーク外部性について】
	・ 携帯電話事業者の接続料算定における営業費の扱いの記述の中で、ネットワーク外部性について言及
	されていますが、本答申案の記述によると、ネットワークの外部性があたかも営業費の一類型であるか
	のような記載がなされています。しかしながら、本来、ネットワーク外部性追加料金は、"追加料金"とい
	う表現からも明らかなように接続料原価に含まれるコストとしての性質を有しないことを踏まえれば、恣
	意的な予断をもって、ネットワーク外部性追加料金を営業費と同列にして扱うことは不適切です。従っ
	て、ネットワーク外部性追加料金に係る記述は削除、あるいは別の章立ての中でその本来的な性質の
	違い等を正確に記述した上で方向性を明示すべきです。
	 【EU 勧告について】 EU の勧告に係る注釈の中で、「事業者間で対称的な料金を設定することが必要とされており、(中略)、原則 2012 年末までにボトムアップ LRIC によるコスト算定を行うことが必要とされている」といった内容が記述されています。これについては、EU における議論の背景や事実認識を正確に共有しなければ、読み手に誤った認識を与える恐れがあることから、仮に本答申案において関連の引用記述を行うのであれば、下記に挙げたような EU における議論の前提や勧告内容の詳細、及び今後の動向等についてもあわせて記載すべきです。
	 勧告においては、参入後間もない場合(4年以内)や、外的要因(周波数等)による客観的コスト差が認められる場合は、例外的に非対称な接続料を許容することが明記されていること 勧告の背景として、主に大規模 MNO によるオンネット割引がもたらす競争阻害効果(高い接続料がオンネット割引を可能にし、大規模 MNO のロックイン効果を高めている実態)を解消するという日本とは異なる競争上の問題が複雑に関係していること

章	具体的内容
	- 各国規制機関が勧告に従うか否か現時点では不確定であり、特に固定費や共通費の算入を除外
	するボトムアップ LRIC(純粋 LRIC)の採用については見送る国も出てくる可能性があること
	③適正利潤の範囲
	・ 自己資本利益率の算定方法については、「設備投資に係る調達コストを適正な範囲で賄えるような水準
	とすることを基本に、事業リスクと安定性を考慮した客観的な指標を用いて設定されるもの」と示されて
	いますが、非指定事業者の自己資本利益率の算定にあたっては、資本コストとして算定を行う以上、当
	然のことながら、個社毎の事業リスクと安定性を反映した指標を用いて算定することが認められるべき
	です。
	・ なお、適性利潤の範囲については、「二種指定事業者の適正利潤は、基本的に一種指定事業者と同一
	の範囲・算定方式に整理することで問題ない」と記されていますが、元国有企業等の非効率性の残置が
	想定される事業者については、過度な利潤徴収とならないよう、その運用を厳格に検証すべきです。
	・ 加えて、本答申案に基づく見直しの結果、特定事業者の適正利潤が上昇するようなことがあれば、電気
	通信事業法に定める「適正利潤」の解釈の是非に議論が及ぶことは必至であり、そうした観点からも、ル
	ール見直し前後の二種指定事業者の適正報酬の数値について厳格に検証を行うことが必要と考えま
	す。
	④需要の算定
	ア 音声通話機能
	【設備利用回数の考慮】
	・ 需要の算定に関し、「他網に抜けていく相互接続呼とは異なり、自網内呼は、自網内を折り返すもので
	あり、例えば、基地局の利用は、相互接続呼は 1 回であるのに対し、自網内呼は 2 回であることを考慮
	すると、(中略)、自網内呼の通信時間は、2 倍にして算定することが適当である」と、あたかも自網内呼
	の通信時間を単純に2倍することが適当であるかのような記載がなされていますが、自網内呼において
	も使用する設備によって設備利用回数は単純に2倍とならない点について留意が必要と考えます。
	・ 例えば、交換機(加入者交換機や関門交換機等)については、自網内呼で設備利用回数が 1 回ないし



章		具体的内容
		る事例や、日本においてもNTT東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)接続料において平均トラヒック以外の要素がコスト算定上、用いられている事例等も存在していることを踏まえれば、
		算定手法としては一定の合理性を有するものと考えます。 ・ 従って、最繁時トラヒックの考慮については、諸外国の動向や NTT-NGN の接続料の議論の方向性等も 念頭に置いた上で、継続的に検討を深めることが必要と考えます。
		イ データ通信機能 ・ データ通信機能については、本答申案で2007年11月の総務大臣裁定を例示して、「帯域幅課金による接続料設定を基本とすることが適当」とされているところですが、接続政策委員会において十分に議論が尽くされた上で今回の結論が導き出されたとは言えないものと考えます。 ・ このような議論が不十分な項目について、特定の個別紛争事案のみを根拠として、帯域幅課金による接続料設定をルール化し、当該内容についても非指定事業者に自主的な取り組みを期待するということになれば過度な規制介入となり、極めて問題であると考えます。従って、総務省殿は二種指定事業者向けのガイドラインの策定に際し、非指定事業者に対し自主的な取組を期待する範囲の明確化を図るべきと考えます。
	(5)その他	 弊社共を含む非指定事業者が接続料算定等において求められている事項は、合理的範囲内での透明性・適正性確保であると考えます。 これに関連して、本答申案において、非指定事業者にも、二種指定事業者と同様の取り組みを自主的に行うことが期待されているところですが、この前提として、ガイドラインで整理されるルールはフェアで透明性のあるものであることが必要と考えます。
2. モバイルネットワークインフラ の利活用		 鉄塔等の設備共用ルールの整備にあたっては、①今後新たに設置する鉄塔と②既に事業者が設置している鉄塔とを区分して整理する必要があると考えます。 ①の今後新たに設置する鉄塔については、エコロジーの観点からも共用が促進される必要がありますが、本答申案にも記載があるとおり、共用実績のないコンクリート柱が主流となり、重量制限等により実

章	具体的内容
	質的に貸出し不可となることも想定されるところです。従って、設備共用ルールが有効に機能するよう
	に、特にルーラルエリアにおける鉄塔建設にあたっては、例えば、エリア展開が最も有意に推進可能な
	二種指定事業者の中でも市場シェアの高い事業者(例えば 40%~50%以上)に対して、貸出しを前提と
	した設計を義務付ける等の取組みをあわせて促進する必要があるものと考えます。
	・ 一方、②既に事業者が設置している鉄塔については、過去に設置したアングルトラス型の鉄塔を含め、
	重量制限等のため共用可能な数が極めて少ない状況にあり、貸出しのみをルール化しても、その実効
	性はほとんど期待できません。
	・ 以上のとおり、既存エリアを始めとして、真に効率的なネットワーク構築を進める観点では、鉄塔等の設
	備共用ルールの整備を図るのみでは本質的解決とは到底なり得ないことから、ローミングやその他ネッ
	トワークシェアリング等の手法も含め、ルーラルエリア等のエリア整備の在り方について総合的な検討を
	継続して行うべきと考えます。
(2)ローミングの	・ 本答申案では、ローミングについて「義務付けてサービス競争を促進する必要性も乏しい」という結論が
制度化	記載されていますが、以下に詳述するように議論の過程においていくつかの事実誤認も認められ、この
	ような結論を導き出すに必要な検討が十分になされたとは考えられません。以下、本答申案の各箇所に
	つき、弊社共の見解を逐一申し述べさせて頂きます。
	【答申案該当箇所①】
	(P34)
	原則として自らネットワークを構築して事業展開を図ることが必要と考えられる点にも留意が必要
	(P37)
	あくまでも MNO は自らネットワークを構築して事業展開を図ることを原則とする
	【弊社共見解①】
	この記述は、どのような地域においてもMNOが自らネットワークを構築すること(設備競争を行うこ
	と)が義務であるかのような記述となっていますが、如何なものかと考えます。MNOに課されているの
	は周波数割当の際のエリアカバーの義務のみであり、経済的に採算が得られない地域については、

章	具体的内容
	健全な企業経営を行う観点から各事業者が自ら慎重な判断を下すのが当然です。また、昨今の状況
	下ではエコロジーの観点からの種々の配慮も当然なされるべきと考えます。
	【答申案該当箇所②】
	(P34)
	電気通信の健全な発達等(設備競争)
	(P37)
	電気通信の健全な発展(設備競争)
	【弊社共見解②】
	上記のような記述は、「設備競争」こそが電気通信の健全な発達に資するものであるかのような印
	象を与えますが、電気通信サービスの健全な発達の為には、ルール(事業法等の関連法規や周波数
	割当ての認定基準等)を遵守した上で、各事業者が自由に創意工夫を行い顧客に対する「サービス
	競争」を行うことこそが肝要であり、「まず設備競争があるべき」という認識に基づいて議論が進められ
	るのは、誤りであると考えます。
	【答申案該当箇所③】
	(P34~P35)
	「競争促進や利用者利便向上等(サービス競争)の観点から許容されるような利用形態等」と「電気通
	信の健全な発達等(設備競争)の観点から慎重に検討が必要な利用形態等」について整理する
	【弊社共見解③】
	このような区分けは、「サービス競争」ではなく「設備競争」こそが本来望ましい競争であるという前
	提に基づいてなされているかのように思われ、適切ではないと考えます。
	【答申案該当箇所④】

章	具体的内容
	(P35)
	 例示的な形態を整理して明示することが現実的であり、事業者の予見可能性を高める観点
	【弊社共見解④】
	 事業者の予見可能性を高める観点で例示的な形態を明示するのであれば、限定的な形態の列挙
	 に止まらず、まず、網羅的な体系整理がなされるべきです。関係事業者から意見聴取を行う等により、
	 具体的な要望等、事業者のニーズに合致する形態を正しく把握した上で、例示的な形態を正確に洗
	い出し、真に予見性に資する議論を行って頂くことを切望します。
	【答申案該当箇所⑤】
	(P35)
	 具体的には、上記 b~d に照らして考えると、以下のような形態が想定されるところである。
	│ │ ア 自網で提供するサービスと異なる市場のサービスを提供するために、他 MNO 網を利用する形態
	(例:携帯事業者による WiMAX 事業者網の利用)
	イ 新規参入 MNO が、認定開設計画等に基づき、自らのネットワークを全国展開するまでの間、暫
	定的に他 MNO 網を利用する形態
	ウ トラフィックの急増により、ネットワーク容量が逼迫している既存 MNO が、新たな周波数の割当を
	受けたり、自らのネットワークを増強するまでの間、暫定的に他 MNO 網を利用する形態
	【弊社共見解⑤】
	まず、MNO が相互の自由な意思に基づく合意により、相手方による自社設備の利用を許容すること
	は、例示されたア〜ウ以外の形態でも当然あり得るべきであり、このことについては議論の余地はな
	いと考えますが、念の為、その旨の明確な記述があって然るべきと考えます。
	なお、例示には、ア〜ウに加え下記の形態を追加すべきと考えます。
	〈追加例示案〉
	エ 過疎地等において複数の事業者が重複して需要を大幅に上回るような設備構築を行うことが、国
	家レベルでの経済合理性を欠き、又は、環境保護の観点から望ましくないと判断される場合に、行
	13

章	具体的内容
	政の仲介等により複数の MNO が相互に他社の設備を利用する形態
	【答申案該当箇所⑥】
	(P35)
	他方、MNO 間で同意している場合であっても、慎重な取扱いが必要となる形態も考えられる。例え
	ば、MNO の事業者数が限られるモバイル市場において、多種多様な事業者によるサービス競争を実
	現するためには、MVNO の参入促進を図る観点が重要であるが、ある MNO が、自網を他 MNO と
	MVNO の双方に利用させることがある場合に、MNO 向けには大幅割引料金を適用する等有利な取扱
	いをすることにより、MNOとMVNOとの間の公正競争環境を阻害するような形態は、電気通信の健全
	な発達の観点から、事業法上の問題となる可能性があり得るところである。
	【弊社共見解⑥】
	本記述は、あたかも MNO 間でのローミングが、MNO と MVNO との間の公正競争環境を阻害するこ
	とがあるかのような誤認を与える記述であり、適切ではないと思います。
	そもそも、事業者間の契約条件というものは、商業原則に基づき当事者間の協議によって決定され
	るものであり、仮にその協議の内容について、不当であると考える第三者がいるのであれば、紛争処
	理や意見申出等の既存の制度的な枠組みを使用して問題解決を図るべきです。
	【答申案該当箇所⑦】
	(P36)
	②両当事者が合意していない場合
	【弊社共見解⑦】
	両当事者の合意の有無に依らず、(a)ローミングの提供を要望する事業者が各種既存ルールを遵
	守していない(若しくは未達成である)ケースと、(b)ローミングの提供を要望する事業者が各種既存ル
	ールを遵守している(若しくは達成済みである)ケースとが区分されるべきですが、後者については、
	事業者間での協議がこれまで進展していないことから、行政にて積極的にイニシアチブをとり、検討を

達進して頂くことを切望します。 具体的には、「国民経済的な観点での効率的なエリア整備」の在り方として、全事業者が共同してネートワーク構築を行うことが有効な地域とはどのような地域なのか、また、そのような地域でのネットワーク構築はどうあるべきなのか等について、議論を深めていくことが必要です。このような議論を通じ、基界全体での設備コストを低減させることができれば、利用者料金の全般的な低廉化が可能となり、ロえて、エコロジーの推進にも寄与することが期待できます。 また、このような観点からの「ネットワークシェアリング」の議論は、EU 各国や中国等が、若干先行していることから、それらの地域の状況も参考とすることが有用と考えます。本答申案のベースとなっているかのような「設備至上主義」は、世界の大勢に照らしてみると、既に時代遅れの考えであることが
トワーク構築を行うことが有効な地域とはどのような地域なのか、また、そのような地域でのネットワーク構築はどうあるべきなのか等について、議論を深めていくことが必要です。このような議論を通じ、 長界全体での設備コストを低減させることができれば、利用者料金の全般的な低廉化が可能となり、 ロえて、エコロジーの推進にも寄与することが期待できます。 また、このような観点からの「ネットワークシェアリング」の議論は、EU 各国や中国等が、若干先行していることから、それらの地域の状況も参考とすることが有用と考えます。本答申案のベースとなって
-ク構築はどうあるべきなのか等について、議論を深めていくことが必要です。このような議論を通じ、 関条全体での設備コストを低減させることができれば、利用者料金の全般的な低廉化が可能となり、 ロえて、エコロジーの推進にも寄与することが期待できます。 また、このような観点からの「ネットワークシェアリング」の議論は、EU 各国や中国等が、若干先行していることから、それらの地域の状況も参考とすることが有用と考えます。本答申案のベースとなって
と界全体での設備コストを低減させることができれば、利用者料金の全般的な低廉化が可能となり、ロえて、エコロジーの推進にも寄与することが期待できます。また、このような観点からの「ネットワークシェアリング」の議論は、EU 各国や中国等が、若干先行していることから、それらの地域の状況も参考とすることが有用と考えます。本答申案のベースとなって
ロえて、エコロジーの推進にも寄与することが期待できます。 また、このような観点からの「ネットワークシェアリング」の議論は、EU 各国や中国等が、若干先行し こいることから、それらの地域の状況も参考とすることが有用と考えます。本答申案のベースとなって
また、このような観点からの「ネットワークシェアリング」の議論は、EU 各国や中国等が、若干先行し 「いることから、それらの地域の状況も参考とすることが有用と考えます。本答申案のベースとなって
いることから、それらの地域の状況も参考とすることが有用と考えます。本答申案のベースとなって
ころかのトンか「沙供女トナ美」ナーサ用の十数に殴らしてひてし、既に吐火湿もの老さでもろこしが
るがのような「故禰主工主義」は、世外の人労に思らしてかると、既に時代遅れの考えであることが
思識されて然るべきです。
なお、欧州等においては、次世代の LTE システムについては、ネットワークシェアリングによって設
情投資を効率的に行うことが既に事業者間で決められていますが、この背景には、現時点で各国に
らける各事業者間の市場シェアがほぼ均衡しつつあり、また周波数割当においてもハンディキャップ
ほぼ無くなりつつあることが考えられます。
一方、日本においては、未だこのような状況に至っていないことから、既に規模のメリット(雪だるま
カ果)を十分享受できる立場にある先行事業者が、その力を背景に設備競争をしかけ、後発事業者を
経済的に追い詰めていこうとする構図になる可能性も否定できず、このような事態を防ぐために、行政
)積極的な介入が望まれるところです。
申案該当箇所⑧】
P37)
B疎地域等での基地局整備や高トラフィックエリアでの設備増強等のトラフィック対策を怠っている既
₹ MNO
社共見解⑧】

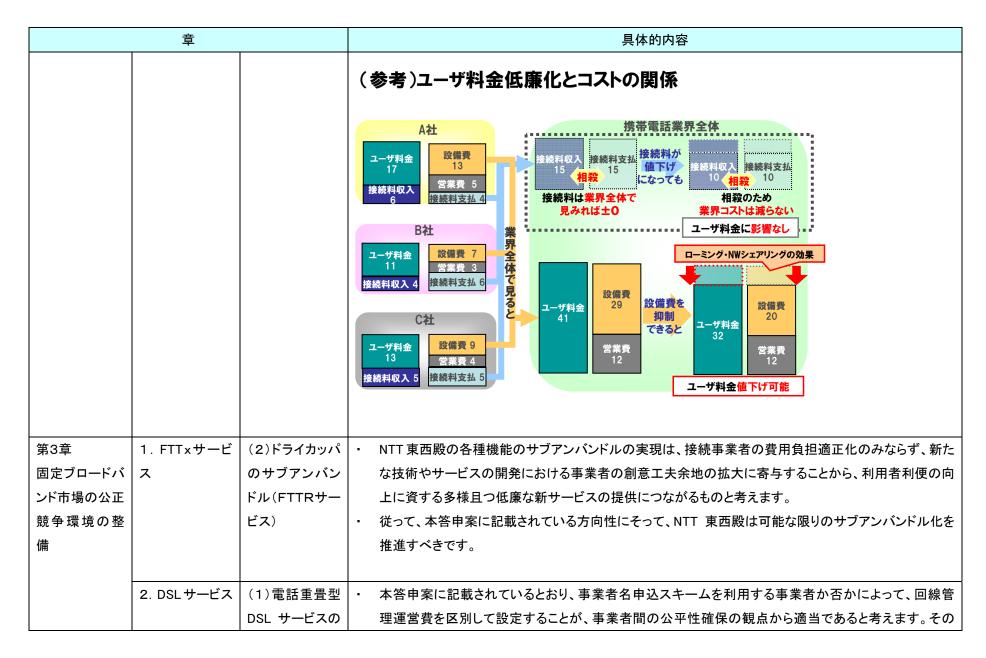
章	具体的内容
章	具体的内容 力を失うことから、当然全力を尽くして自助努力を行うはずです。しかしながら、過疎地域において、規模の小さい事業者が基地局を十分整備出来ないのは、経済原則に照らして止むを得ない事態であり、これを強要することはそのような事業者に対して経済的に無理な経営を強いることに等しいものです。 ところが、本答申案においては、ここで「怠る」という表現が使われており、これは、あたかも「過疎地域においても基地局整備は携帯電話事業者の義務であり、過疎地域でのエリア展開ができない事業者はこの義務の履行を怠っている」という誤解を与えかねない不適切な表現であると考えます。 【答申案該当箇所⑨】 (P37) 同一市場の競合 MNO が全国整備したネットワークを低廉な料金で利用 【弊社共見解⑨】 一連の記述を読むと、設備投資を怠った MNO が他社のネットワーク設備を低廉な料金で利用しようとしているようなケースがあるかのような記述ですが、そのような事実は存在していません。そもそも「低廉な料金」とは何なのか、そのような料金が具体的に要求された事例があるのかについて、明確にして頂くべきと考えます。
	「低廉な料金」とは何なのか、そのような料金が具体的に要求された事例があるのかについて、明確

章	具体的内容
	【答申案該当箇所⑪】
	(P37)
	これらに関連して、ソフトバンクからは
	【弊社共見解⑩】
	答申案の文節の並びでは、「過疎地域等での基地局整備や高トラフィックエリアでの設備増強等の
	トラフィック対策を怠っている既存 MNO」が、あたかもソフトバンクであるかのような印象を与えかねな
	い記述となっていますが、ソフトバンクが設備構築を怠っているという事実なく、このような誤認を招く
	恐れのある文章構成は改訂して頂くことを要望します。
	【答申案該当箇所⑪】
	(P38)
	周波数帯の差が関係事業者間の競争環境に重大な影響を与えており、それがシェアの変動等に照ら
	して、公正競争上の阻害要因と認められることが必要である。
	【弊社共見解⑪】
	周波数帯の差が競争環境に与える影響について、シェアの変動や人口カバー率を拠り処に評価を
	行うというアプローチは、根本的に誤っていると言わざるを得ません。
	競争の結果として生じるシェアの変動は、各種サービスや料金面での競争、各社の営業努力等も含
	めた多様な要因によって生じるものであり、株式会社NTTドコモ殿(以下、「NTTドコモ」という。)のシェ
	アがわずかに減少し、弊社共のシェアがわずかに上昇していることをもって、周波数格差が競争に影
	響を及ぼさないと結論付けるのは明らかに間違いです。
	「周波数格差が大都市部を除き、一定地域をカバーするために必要な基地局数に相当の格差をも
	たらし、競争環境に多大な影響を及ぼす」ということは、議論の余地もない歴然たる事実であり、NTT
	ドコモ殿自身もこのことは認めています。

章	具体的内容
	【答申案該当箇所①】 (P38) ソフトバンクの人口カバー率は、99.98%(2009年2月末)に達している状況にあること等から、競争政策という観点から言えば、800MHz 帯保有者にローミングを義務付けてサービス競争を促進する必要性も乏しい 【弊社共見解②】 総務省殿が引用している人口カバー率は、周波数割当時の認定基準等の遵守状況を判定する際に用いられているものですが、「市町村内の特定のエリア(役場・支所)をカバーしたことで、その市町村全体の人口をカバーしたと見なして計算する数値」であり、現実の面的カバー密度を適切に反映した指標ではありません。換言すれば、実態と異なる「形式的な人口カバー率」であるとも言えます。 従って、この指標を拠り所として、「周波数格差はエリアカバーでの格差をもたらしてはおらず、従っ
	て公正競争上の阻害要因とはなっていない」と断じているかの如きこの記述は、根本的に誤っていると言わざるを得ません。 【答申案該当箇所③】 (P38) ローミングを義務付けてサービス競争を促進する必要性も乏しい 【弊社共見解③】
	これまで述べて来たように、上記のような結論に至るまでの議論において、分析方法として適切・公正なアプローチが採用されておらず、また数多くの事実誤認も含まれています。従って、このような議論の進め方により導き出された結論も適切なものではないと言わざるを得ず、改めて議論を行って頂くことを要望します。 【答申案該当箇所④】 (P38)

章	具体的内容
	都市部に比べて採算性の低いルーラルエリアで設備競争を推進することが必ずしも容易でないこと等
	を考えると、全国津々浦々までサービス提供が確保されることを競争政策(設備競争又はサービス競
	争)の推進により実現することが可能かつ適当かという観点から検討する視点も重要である。
	【弊社共見解⑭】
	ルーラルエリアや不採算地域のエリア整備の在り方は極めて重要な論点であるにも関わらず、今回
	十分な議論がなされずに、「競争政策(設備競争又はサービス競争)の推進により実現することが可
	能かつ適当かという観点から検討する視点も重要」という単なる問題提起の記載にとどまっていること
	は問題であると考えます。「どのような形で、携帯電話サービスエリアの拡充を進めて行くべきか」につ
	いては、今こそ十分な論拠に基づいて明確な答えを出すべきであり、このための具体的な議論が継続
	されるべきです。
	【答申案該当箇所⑮】
	(P38)
	この点から言えば、公正競争環境下で事業者間競争を通じて提供されるべきサービスと、事業者間競
	争とは無関係に、国民の生命・身体等に危険が生じた場合等に公益的見地から必要とされる通信手
	段とは区別して考えることが必要であり、例えば、携帯事業者 A の電波しか届いていない場所で、携
	帯事業者Bのユーザの生命・身体等に危険が生じた場合は、当該ユーザが、携帯事業者Aの電波で
	警察・消防等に緊急通報が可能となることは、公益的見地から重要と考えられる。
	このような緊急通報に限定したローミングについては、EU ではほとんどの国で実施されている状況
	にあり、英国でも導入に向けた検討が行われている状況にあることから、我が国でも、国民の生命・身
	体に危険が生じた場合の緊急通報手段を確保する観点から、他 MNO 網によるローミングが可能とな
	ることが望ましいと考えられる。
	緊急通報に限定したローミングについては、法令上緊急機関から発信者による呼び返しができる仕
	組みが必須であること、技術方式が異なる事業者間ではローミングによる対応が困難であること等の
	課題があるが、他 MNO から緊急通報に限定したローミングの要望を受けた MNO は、公益的見地から

章	具体的内容
	の重要性にかんがみ、その実現に向けて、これらの課題解決のための検討・協議を積極的に行うこと
	が必要である。
	【弊社共見解⑤】
	国民の生命・身体に危険が生じた場合の緊急通報手段を確保する観点から、緊急通報呼のローミ
	ングについて積極的に推進することは当然必要なことであると考えます。
	しかしながら、前述(⑭)のとおり、より広範囲な問題についての議論が十分に尽くされていない状況
	下で、「国民の生命・身体等に危険が生じた場合」のみに論点を絞ることは、本来なされるべき議論を
	回避する意図によるものとも受け取られかねず、緊急通報呼のローミングのみを推進すると結論づけ
	ることは適当ではないと考えます。
	・ 以上、答申案の記述内容について、個別箇所毎に意見を述べさせて頂きましたが、本件については接
	続料問題と異なり、利用者が負担するコスト及び昨今重要視されている環境問題に直結する極めて重
	要な問題であり、今回のように十分な議論がなされていない状況で早計に結論を出すべきではないと考
	えます。従って、本件については、議論が十分なされていないものとして継続して議論を行って頂き、国
	民経済的な観点やエコロジーの観点での効率的なエリア整備の在り方についてのルール整備を行って
	頂く必要があると考えます。



章	具体的内容
事業者名申込み	際、NTT 東西殿は本スキーム導入によるコストの増減(以下の 3 点)を事前に明示し、本スキーム利用
	希望事業者における費用負担額の適正性に係る検証を可能とすべきです。
	(1)回線名義人照合作業にかかる費用の減額分
	- 本スキームの導入により、NTT 東西殿の回線名義人照合作業が不要となるため、当該作業に
	係る費用がラインシェアリングの回線管理運営費(NTT 東日本殿:98 百万円、NTT 西日本殿:
	191 百万円 ^{※1})から除外されるべきと考えます。
	- 従って、上記の費用の減額分について NTT 東西殿より具体的な数値を開示頂くことが必要で
	す。
	(2)「本人性の確認のための顧客管理データベース照会等」にかかる費用の減額分
	- 本スキームの導入により、「本人性の確認のための顧客管理データベース照会等」が不要とな
	るため、当該作業に係る費用が現状のDSL回線設置手続費(800円/1回線ごと ^{※2})から除外さ
	れるべきと考えます。
	- 従って、上記の費用の減額分について NTT 東西殿より具体的な数値を開示頂くことが必要で
	す。
	(3)本スキームの導入による費用の増額分
	- 本スキームの導入によるコスト増(本答申案における NTT 東西殿の試算では、総額約 4.2 億
	円)について NTT 東西殿より具体的な数値を開示頂くことが必要です。
	・ また、本スキーム開始後に参入する事業者と先行事業者との間に費用負担における不公平が生じるお

^{※1} NTT 東西殿「平成 20 年度網使用料算定根拠」より※2 NTT 東西殿「接続約款(平成 21 年 4 月 20 日現在)」及び「電話サービス契約約款(平成 11 年 7 月 1 日)」より

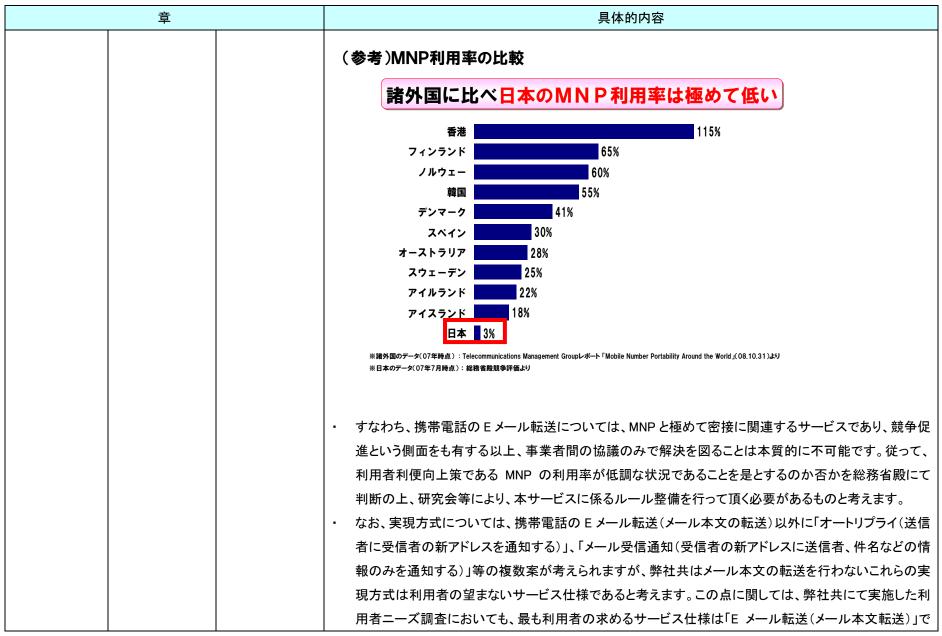
章	具体的内容
	それがあることから、両者の公平性を担保する按分方法等について、NTT 東西殿と関係事業者間にお
	いて、事前に整理することもあわせて必要となるものと考えます。
	・ 加えて、以下の理由により、本スキームを利用する DSL 事業者においても、現状、DSL サービスの代行
	申込において利用している「名義人即時回答システム」を継続して利用可能とすべきと考えます。
	① 回線名義人の権利保護の観点より、本スキームを実施する際の回線名義人からの「申込みの覚え
	なし」等の問い合わせトラブル等の発生をNTT東西殿並びに弊社共において最小限にとどめること
	が有効であり、利用者利便にも資すること
	② 悪意の第三者によるスラミング等の不正申込を未然に防止し、回線契約者の利便性・安全性の向
	上並びに円滑な接続の実現を確保すべきであること
	・ なお、「名義人即時回答システム」にて該当回線名義人と一致しない場合には、弊社共より申込みのあ
	った該当電話番号へ架電し、その申込みの正当性を再確認する運用フローを導入することも検討してい
	ます。
(2)回線名義人	・ そもそも本件の議論の発端は、4000 万以上という圧倒的な加入者数を有し、日本電信電話公社以来
情報の扱い(洗	50 年以上事業を継続してきている NTT 東西殿が、自身の回線名義人情報の最新性・正確性の担保を
い替え) 	これまで怠っていたという杜撰な対応自体にあります。従って、事業者としての当然の責務として、NTT
	東西殿は早急に自身のデータの最新性・正確性を確保すべきと考えます。
	・ 具体的な方策として、「回線名義人と異なる請求書送付先に対して、回線名義人と不一致である旨を請
	求書等に記載して名義変更案内を送付する取組」が挙げられていますが、本方策に関しては、送付先
	が回線名義人と異なる請求先である点において、現在 NTT 東西殿が実施しているハローインフォメーシ
	ョン等による名義変更周知記載と同等であり、その効果は限定的なものにならざるを得ません。
	・ 従って、NTT 東西殿が契約当事者である回線名義人に対して「名義変更案内」を直送することにより、よ
	り確実に改善を図るべきと考えます。
	・ 仮に、本答申案のとおり「回線名義人と不一致である旨を請求書等に記載して名義変更案内を送付す
	る取組」を行うのであれば、NTT 東西殿による総務省殿への効果測定結果報告については、予め明確

章	具体的内容
	- 区間長
	・ また、NTT 東西殿の代替手段の提案(コンサルティング)については、現状、統一ルールが存在しない状
	況であることから、そのコンサルティングフローの明確化と透明性確保が必要です。
(2)中継ダーク	・ 現在、NTT 東西殿が任意に行っている個別の異経路構成の確認調査について「その手続き・費用等を
ファイバに係る	接続約款に記載することにより利用の適正性・透明性向上を図ることが適当である」と示された考え方
経路情報の開示	に賛同します。
	・ なお、接続約款への記載にあたっては、ルールの実効性を確保するため、以下の各点についてもあわ
	せて整理を図る必要があると考えます。
	(1)経路情報の事前開示
	- 本答申案では、①経路情報データベースのコストに係る問題、及び②セキュリティ上の問題か
	ら「他に同等の効果が得られる代替的な手段がある場合、経路情報を開示することが必須とま
	では言えない」と結論づけています。しかしながら、中継ダークファイバの経路情報の事前確認
	に関して、利用申請前に経路の重複状況を確認できる代替的な手段は現状存在せず、その前
	提に立てば、経路情報の開示は必須との認識です。
	- なお、問題点として挙げられている①経路情報データベースのコストの観点については、コスト
	負担の在り方を検討することで解決できる可能性があり、また、②セキュリティの観点について
	は、秘密保持契約等により担保でき得る問題であり、既存の相互接続協定等の規定を適用す
	ることも可能であると考えます。
	- また、情報開示に際しては、個別調査を伴わない簡易な範囲の情報として、例えば現状「起点
	/終点」別に単一に決められているルートコードについて、「起点/終点/経路別」に設定し、
	事業者が申込時に指定可能とするとともに、経路別に設定された各ルートコード同士の重複情
	報を開示する等の対応を追加的に検討すべきです。
	- 仮に、経路情報の事前開示が実質的に不可能という整理がなされる場合は、代替案としてネ
	ットワークのリング構成等における複数区間において、重複しない形での芯線割当による一括
-	25

	章		具体的内容
			申込が可能となるスキームを構築する等、最低限、利用前に異経路を確認できる方策を導入
			する必要があると考えます。
			(2)ルート変更フローの追加
			- 利用中の中継ダークファイバに係る異経路構成の確認については、個別協議において重複状
			況調査を依頼していますが、調査結果が同一ルート/同一ケーブルだった場合に異経路ヘル
			ート変更するフローがなく、調査結果を活用することができない状態となっています。従って、
			接続約款への記載にあたっては、ルート変更申込みに関するフローも追加的に規定されるべ
			きと考えます。
			(3)異経路構成の保証
			- 本答申案においては、支障移転時等において、過去に異経路構成の確認を行った事業者に
			対する通知を行う旨、接続約款に記載することが示されていますが、支障移転の通知のみで
			は、異経路の再構築ができず、サービスを継続提供することができなくなることも想定されま
			す。
			- 従って、移転後の異経路構築の確保を目的として、代替経路構築に配慮した充分な猶予をも
			った事前告知の実施、経路重複状況の事前確認についても、制度的に担保される必要がある
			と考えます。
第4章	1. 通信プラット	(1)移動網の通	・ 通信プラットフォーム機能については、「通信プラットフォーム研究会」報告書案に対する弊社共意見書
通信プラットフ	フォーム機能の	信プラットフォー	(2008 年 11 月 21 日)(以下、「通信プラットフォーム研究会弊社共意見書」という。)にて述べたとおり、
ォーム市場・コ	オープン化	ム機能	移動体網における当該機能の特性等を踏まえ、市場原理のみでは解決し得ない問題以外については、
ンテンツ配信市			過度に義務化等を行うべきではありません。
場への参入促			・ その意味では、協議会等の枠組みを活用し、民間の取組みの中で議論が進捗している項目と、顧客流
進のための公			動性の阻害要因の除去や指定電気通信設備の開放ルール等に関連し、事業者間の協議が進展してい
正競争環境の			ない項目に分けて、考え方を整理すべきと考えます。

	章	具体的内容
整備		・ 本件の詳細については、「通信プラットフォーム研究会弊社共意見書」を参照願います。
		 ④SMS 接続機能 SMS の事業者間接続については、事業者間協議の結果、当該接続の実現に向けた検討を進めていく上での基本事項に関して合意に至ったところですが、実現時期、費用負担等については継続協議中であり、これら個別項目を含めた合意形成に時間を要する可能性もあります。 従って、利用者利便に資する早期サービス実現に向けて、本答申案にあるとおり、総務省殿においては、今後も協議状況を注視して頂くとともに、事業者間協議の状況によっては、協議のサポート等の対応をして頂くことを要望します。

章	具体的内容
	 ⑤メール転送機能 携帯電話の E メール転送サービスについては、本答申案に示されている「利用者利便が向上するサービス」とされているとおり、早期に実現すべきサービスであると考えます。他方、同じく本答申案にもあるとおり、「解約者向けのサービスとなる」ため、特に大規模事業者には導入インセンティブが働きにくく、「事業者間協議が進捗しない状況」が容易に想定され、結果として利用者利便が蔑ろにされる可能性存在します。 現に本件については、この数ヶ月事業者間で具体的な協議を重ねていますが、現時点でも、利用者利便向上の為に実現方式を統一すべきという主張と、実現方式は個別事業者毎に判断することで問題ないとする主張とが平行線を辿っており、協議の進展が望めない状況です。 仮に各社が異なる実現方式を個別に採用することとなれば、前述の導入インセンティブの観点から、大規模事業者が意図的に利便性の低いサービスを導入することも想定され、さらには移転元事業者(あるいは移転先事業者)の別により、サービス仕様が異なるといった利用者にとって非常にわかりづらい利便性の低いサービスとなり、導入の効果が実質見込めない結果になることが容易に想定されます。 そもそも、この問題は利用者利便向上策として導入された MNP の利用率が低く消費者利便が最大化されていない現状を問題視し、MNP 利用時の障壁の一つであるメールアドレス変更の問題を解決すべきであるという主旨で弊社共が提案しているもので、この MNP という利用者利便向上政策が有効に機能していない現状をルールメーカーである総務省殿が良しとするのか否か判断が求められている状況にあるものと考えます。(諸外国と日本における MNP 利用率の比較は以下を参照願います。)
	28



章	具体的内容
	あるとの結果が出ているところであり、利用者が真に求めるサービスを早期に実現すべきと考えます。
	弊社共にて実施した利用者ニーズ調査の詳細について、参考までに以下に記載させて頂きます。
	(参考:メール転送等に関する利用者ニーズ調査結果 (弊社共調べ))
	質問:3つの実現方式について、最も良いものはどれか(有効回答総数:958)
	20% 15% □ A: Eメール転送 □ B: メール受信通知 □ C: オートリプライ
	【メール受信通知方式に関する主なコメント】
	- 中途半端に通知せず、全てを転送してほしい。
	- 転送するなら本文も転送すべき。
	- メールを送る側、受ける側、双方にとって手間がかかり、メリットがほとんどない。
	- 本文が無ければメールを受け取る意味が無い。
	- メールの内容がわからなので、相手に問い直さなければならない。
	【オートリプライ方式に関する主なコメント】
	- 個人情報が守られていないと感じる。
	- 迷惑メール業者にも、新しいメールアドレスを教える事になってしまう。

章		具体的内容
		- 無神経にも程がある。
		- 新しいメルアドを送信者に教えるかどうかは自分で判断したい。
		- 必要でない人にまで新しいアドレスを知られる恐れがある。
	(2)固定網	・ NTT-NGN 網については、「未だ具体的なサービス形態や接続ニーズ等が明確でない段階で、アンバン
	(NGN)の通信プ	ドルの要否を判断することは、将来現れるサービスの芽を事前に摘むことになるため、抑制的な対応が
	ラットフォーム機	必要である」と、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(2008 年 3 月 27 日公表)の
	能	内容が引用されていますが、当該網が第一種指定電気通信設備であることを考慮すれば、敢えて「抑
		制的な対応」をとる必要はなく、接続事業者の多様なサービスの迅速な提供や技術革新の実現を可能
		とするために、可能な限りアンバンドルを推進すべきとの原則に則った施策が推進されるべきです。
		・ その観点においては、現時点でアンバンドルが見送られている SIP サーバが有する機能(例えば QoS を
		確保するために不可欠な帯域制御機能)を含むその他の機能についても、最低限、接続事業者からの
		協議等により具体的なサービス形態や接続ニーズ等が明確になった段階において、速やかにアンバン
		ドル化を実施可能とすべきであり、NTT 東西殿は第一種指定電気通信設備を設置する事業者としての
		責務を積極的に果たすべきです。

章			具体的内容
第5章	1. 接続料算定	(1)指定事業者	・ 接続料は、各事業者が個別に構築しているネットワークのコストや事業運営に係るコストをベースに算
固定通信と移	上の課題	と非指定事業者	定するものである以上、ネットワークシステムの種類が大きく異なる固定事業者と携帯電話事業者間で
動通信の融合		の接続料水準差	差異が生じるのはもちろんのこと、同種のネットワークを有する事業者間においても、接続料の水準に
時代等におけ			差異が生じることは当然発生し得る事象です。
る接続ルール			・ 携帯電話事業者間においては、本答申案第 2 章に対する弊社共意見で述べたとおり、例えば、採用シ
の在り方			ステム、周波数帯(800MHz有無等)、事業規模・調達規模・マーケットシェア、事業継続年数の相違等に
			起因するコスト差が生じることから、接続料水準に差異が生じて然るべきです。仮に当該コスト差を考慮
			した算定の結果、接続料が高額になったとしても、その金額は正当性を有するものであると考えます。
			・ また、本答申案において不当に高額な接続料に該当するか否かの判断基準について、「引き続き議論
			を深めた上で設定することが適当」と記載されていますが、上記のように事業者間でコストや接続料に
			差異が生じる以上、何をもって不当に高額な接続料と判断するのかについては、明確な基準の策定は
			極めて困難であると考えます。
			・ 尚、弊社共における接続料について自社グループ内を優遇しているのではないかとの NTT 東西殿の指
			摘については、情報通信審議会ヒアリングにおいて述べたとおり、自社も含む全事業者を公平に取り扱
			っており、何ら問題はないものと考えます。
		(2)ビル&キー	・ 本答申案において、「今後の双方向型機能の設定・利用動向を注視しながら、引き続きビル&キープ方
		プ方式	式の導入について検討を深めることが適当」と記されていますが、現行の事業者間精算方式からビル&
			キープ方式への移行は、既存の提供サービス、事業者間精算方法、利用者料金体系等に大きな影響を
			及ぼす可能性があるため、事業者や利用者等への影響に十分配慮した議論が必要です。
			・ エンドエンド料金を前提としたビル&キープ方式の場合は、個々の利用者間の発着の通信量がほぼ均
			衝しているケースにおいてはじめて、利用者間の公平性が保たれることとなります。実際の利用者間の
			利用実態として現実的にはそのような通信量の均衡が生じ得ないことを考慮すると、ビル&キープ方式
			への移行は困難かつ不適切であると考えます。

章		具体的内容
(3)その他	1)NTT東西のNGNにおけるGC接続機能の類似機能のアンバンドル
		 本答申案第4章1(2)に対する意見箇所でも述べたとおり、NTT-NGNにおいては、接続事業者の多様なサービスの迅速な提供や技術革新の実現を可能とするために、可能な限りアンバンドルを推進すべきとの原則に則った施策が推進されるべきです。 その観点においては、前述の SIP サーバが有する機能(例えば QoS を確保した通信を行うための帯域制御機能)を含むその他機能として、近年利用の中心がデータ通信に移ってきていることも十分に踏まえ、データ通信における GC 接続機能の類似機能等についてもアンバンドル対象とすることが重要です。 2)加入光ファイバ接続料・ドライカッパ接続料等の見直し
		・ 本答申案において、NTT 東西殿の固定系各種接続料について記載されていますが、既定の見直しスキームでの検討や現状への注視の必要が述べられるのみで、弊社共等の接続事業者より問題提起された議論の早期化に向けた取組みが一向に期待できない内容となっています。本答申案で示されている携帯電話事業者の接続料の見直しが、実質的に NTT グループとして増益という効果(特に、NTT ドコモ殿の接続料低減分は NTT 東西殿・NTTコミュニケーションズ殿との間で相殺となる点に留意が必要)をもたらすことに鑑みれば、NTT 東西殿の固定系各種接続料について一切の進展がない状況は極めてアンバランスな整理と言わざるを得ません。
		 また、本答申案においては、例えば、ドライカッパ接続料等レガシー系接続料については、PSTN から IP 網への移行の進展等によりその水準が上昇する傾向にあるといった現状認識はなされつつも、何ら新たな取組みを行うことについては一切言及がなされておらず、早晩、結果として想定される利用者料金の値上げ等、消費者の不利益につながる事態を看過しているに等しい状況です。 既定の接続料算定方法を抜本的に見直さない限り、各種接続料の上昇傾向に対して歯止めをかけることが困難であることは明白で、このままではレガシー系サービスにおける競争の衰退に繋がり、FTTH市場でのNTTの独占化の進展と相俟って、電気通信市場全体の競争環境は後戻りの出来ない程、衰退することは明らかです。従って、行政がイニシアチブを発揮し、レガシー系サービスの接続料について見

章	具体的内容
	直しを行う新たな議論の場等を設置し、早急に本問題に関する抜本的な議論を開始すべきです。 ・ なお、その際は、以下に掲げた視点を含む総合的な検討を行うことが重要です。 (1)PSTN・ドライカッパ接続料等 - PSTN・ドライカッパ接続料等については、需要減少やその原価に占める施設保全費の比率の増加等により、接続料水準が高止まりの傾向を示しています。中でも施設保全費比率の上昇については特にドライカッパにおいてその傾向が顕著となっており、これは PSTN から IP 網への移行に伴い余剰設備となったメタル回線がそのまま維持されていることが要因の一つである
	と考えられます。 - こうした状況を早期に解消するためには、NTT 東西殿という個別企業の問題ではなく、業界全体で検討すべき問題との位置付けを明確にし、2010 年度に NTT 東西殿が公表予定の「概括的展望」を待たずして、両社に対してメタル回線から光回線への具体的な移行計画の開示を求めるとともに、接続料のみならず、基本料やユニバーサルサービス制度の在り方を含む多角的な議論を行うことで、接続料算定の在り方についての抜本的な見直し策を講じることが必要と考えます。
	(2)加入光ファイバ接続料等 - 光回線サービスについては、メタル回線サービスからの円滑な移行を促進し、消費者利便の向上を図るために NTT-NGN の更なるアンバンドルや加入光ファイバの分岐端末回線単位接続を実現する等により、これまでのレガシー系サービスの接続料と同等以下の水準を堅持することが不可欠であると考えます。
2. 固定通信と移動通信の融等における接続ルールの在	

章	具体的内容
	 NTT グループ各社の連携がもたらす共同的・一体的市場支配力の影響(ドミナント事業者同士の FMC、販売店等子会社との連携、上位レイヤとの連携等) NTT のブランド力がもたらす競争優位性
	【卸着信市場の市場画定について】 ・ EU における「卸着信市場」での市場画定については、「競争評価 2004」において、総務省殿はこの概念の採用を否定しており、本質的な市場構造が大幅に変化しないことを踏まえれば、卸着信市場の市場画定を行う合理性は一切存在しません。詳細は、本答申案第2章1(1)1)に対する意見箇所において前述したとおりです。

以上